

図書館資料の弁償基準について

1. 目的

利用者の故意または過失による資料の紛失および汚損破損等が生じたとき、弁償を求める際の基準を明確にし、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

2. 根拠

図書館資料は市民の共有財産であるという認識のもと、利用者はその閲覧・貸出の際には厳重な注意を払い取り扱う必要があり、図書館は資料を適切に保存する責任がある。

市立富良野図書館設置条例

(損害賠償の義務)

第 11 条 図書館の利用者は、自己の責に帰すべき原因により施設、設備、器具、図書又は資料をき損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。

3. 弁償基準の原則

利用者の故意または過失による資料の紛失及び汚損破損が生じた場合、原則として弁償を求める。弁償の対象となるか否かの判断は複数の職員による協議によるものとする。

弁償は原則として同一資料とし、絶版等の理由により入手困難な場合は、同じ本体価格の代替資料とする。弁償基準は、当該資料が今後の利用に堪えない状態であること、利用者が不快に感じる状態にあることを原則とし、下記の状態であることとする。

(1) 水濡れ

- ① 返却の時点で図書資料全体が濡れているもの
- ② 波打ちや歪みが生じ、全体の形状が変わったもの
- ③ 変色したもの
- ④ カビが生じたもの
- ⑤ ページが接着しているもの
- ⑥ 本文にかかっていなくても、複数箇所に及ぶもの

(2) シミ・汚れ

- ① お茶などの飲料物により色のついたシミが付着したもの
- ② 食べこぼし、血液、唾液等、衛生上問題があるもの

(3) 書き込み

- ① ボールペン等、消すことが困難な筆記用具等による書き込みがあるもの
- ② 消すことが可能な筆記用具であっても、本文に書き込み跡が残るもの

- ③ 消すことによって退色等の支障が生じるもの
- (4) 破れ・欠損
 - ① 破れた部分が残っておらず、読み取りが困難なもの
 - ② 絵本・画集・写真集の場合、絵や写真にかかって破れているもの
- (5) 噛み跡
 - ① 噛み跡による傷が生じたもの
- (6) におい
 - ① たばこ等のにおいが取れないもの
- (7) 折り癖
 - ① 折れたページを直しても資料の形状が変わる程の癖が付いたもの
 - ② 利用及び保存に支障が生じるもの
- (8) 紛失等
 - ① 落とし物・置き忘れ等、利用者本人に過失があり紛失した場合
 - ② 付録を紛失し、利用に支障が生じる場合
※付録のみ紛失した場合でも資料本体の弁償とする
- (9) その他
 - ① 利用に供することが困難であると判断する場合
 - ② 図書館間貸出資料においては貸出館の基準に従うものとする

4. 弁償の対象外

- (1) 経年劣化のため破損したと考えられる場合
- (2) 修復が可能で利用に支障がない場合
- (3) 非売品等で入手が不可能かつ頒価不明の場合
- (4) 火災や自然災害により滅失し、罹災証明書等を提示した場合
- (5) その他、利用者の責めに帰することができない理由による紛失と判断できる場合

令和5年10月1日
市立富良野図書館